

特定非営利活動促進法

平成 10 年法律第 7 号

最終改正: 令和元年 6 月 14 日法律第 37 号

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 特定非営利活動法人

第 1 節 通則(第 3 条—第 9 条)

第 2 節 設立(第 10 条—第 14 条)

第 3 節 管理(第 14 条の 2—第 30 条)

第 4 節 解散及び合併(第 31 条—第 40 条)

第 5 節 監督(第 41 条—第 43 条の 3)

第 3 章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第 1 節 認定特定非営利活動法人(第 44 条—第 57 条)

第 2 節 特例認定特定非営利活動法人(第 58 条—第 62 条)

第 3 節 認定特定非営利活動法人等の合併(第 63 条)

第 4 節 認定特定非営利活動法人等の監督(第 64 条—第 69 条)

第 4 章 税法上の特例(第 70 条・第 71 条)

第 5 章 雑則(第 72 条—第 76 条)

第 6 章 罰則(第 77 条—第 81 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

- イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
 - ニ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第 44 条第 1 項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。
- 4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第 2 章 特定非営利活動法人

第 1 節 通則

(原則)

第 3 条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第 4 条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第 5 条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第 6 条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第 7 条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第 8 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 78 条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第 9 条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とする。

第 2 節 設立

(設立の認証)

第 10 条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)

ロ 各役員が第 20 条各号に該当しないこと及び第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類を、申請書を受理した日から 1 月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第 1 項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正

することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から2週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第11条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第1項第12号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第6項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第12条 所轄庁は、第10条第1項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第1項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第12条の2 第43条の2及び第43条の3の規定は、第10条第1項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第13条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第14条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第3節 管理

(通常社員総会)

第14条の2 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第14条の3 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第14条の4 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第14条の5 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第 14 条の 6 社員総会においては、第 14 条の 4 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第 14 条の 7 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第 28 条の 2 第 1 項第 3 号において同じ。)により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第 14 条の 8 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第 14 条の 9 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(役員の数)

第 15 条 特定非営利活動法人には、役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第 16 条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第 17 条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第 17 条の 2 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第 17 条の 3 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第 17 条の 4 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場

合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第 19 条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の不格事由)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。第 47 条第 1 号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第 43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の子族等の排除)

第 21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三を超えて含まれることにならない。

(役員欠員補充)

第 22 条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第 23 条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第 10 条第 1 項第 2 号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第 24 条 役員任期は、2 年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあつては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第 25 条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 4 号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第 5 号、第 6 号(役員定数に係るものを除く。)、第 7 号、第 11 号、第 12 号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第 13 号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第 10 条第 2 項及び第 3 項並びに第 12 条の規定は、第 3 項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

第26条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第4項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第4項の添付書類のほか、第10条第1項第2号イ及び第4号に掲げる書類並びに直近の第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第1項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第1項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かななければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かななければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の

活動予算書及び第 14 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 7 号の事業計画書、第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び第 35 条第 1 項の財産目録。第 30 条及び第 45 条第 1 項第 5 号イにおいて同じ。)

- 二 役員名簿
- 三 定款等

(貸借対照表の公告)

第 28 条の 2 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第 1 項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第 1 項第 3 号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第 1 項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第 1 項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間(第 2 号において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第 30 条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去 5 年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第 4 節 解散及び合併

(解散事由)

第 31 条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第 43 条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第 1 項第 3 号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第 31 条の 2 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第 31 条の 3 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第31条の4 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第31条の5 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第31条の6 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第31条の7 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第31条の8 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第31条の9 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第31条の10 清算人は、特定非営利活動法人が第31条第1項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第31条の11 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第31条の12 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第32条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時にあっては、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第32条の2 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第32条の3 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第 32 条の 4 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第 32 条の 5 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第 32 条の 6 裁判所は、第 31 条の 6 の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第 32 条の 7 削除

(検査役の選任)

第 32 条の 8 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第 32 条の 5 及び第 32 条の 6 の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第 33 条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第 34 条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第 1 項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第 10 条及び第 12 条の規定は、第 3 項の認証について準用する。

第 35 条 特定非営利活動法人は、前条第 3 項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から 2 週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの

間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第3項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下回ってはならない。

第36条 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第37条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第38条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第39条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第13条第2項及び第14条の規定は前項の登記をした場合について、第13条第3項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第40条 削除

第5節 監督

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付さ

せなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第 43 条の 2 所轄庁は、特定非営利活動法人について第 12 条第 1 項第 3 号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第 20 条第 4 号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第 43 条の 3 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第 12 条第 1 項第 3 号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第 20 条第 4 号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第1節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第44条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

二 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)及び第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第1号の「実績判定期間」とは、第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間(前条第3項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。)における経常収入金額((1)に掲げる金額をいう。)のうちに寄附金等収入金額((2)に掲げる金額(内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額)をいう。)の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額(第4号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。))の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第2項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号(同法第1条第2項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第314条の7第1項第4号(同法第1条第2項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。))又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

ニ 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係の

ある者

(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び同条第3項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第29条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第2項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第3号、第4号イ及びロ並びに第5号から第7号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第1項の認定又は第58条第1項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第 1 号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第 46 条 前二条に定めるもののほか、第 44 条第 1 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第 2 項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後 1 年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第 47 条 第 45 条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第 44 条第 1 項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 58 条第 1 項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

ニ 第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 44 条第 1 項の認定を取り消され、又は第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第48条 所轄庁は、第44条第1項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第1号二及び第6号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第4号及び第5号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長(以下「国税庁長官等」という。)

(認定の通知等)

第49条 所轄庁は、第44条第1項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第44条第1項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第44条第1項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事(以下「所轄庁以外の関係知事」という。)に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第1項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等(合併後当該書類が作成されるまでの間は、第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録。第52条第4項において同じ。)、役員名簿及び定款等

二 第44条第2項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

第 50 条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第 51 条 第 44 条第 1 項の認定の有効期間(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第 57 条第 1 項第 1 号において同じ。)は、当該認定の日(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第 54 条第 1 項において同じ。)から起算して 5 年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第 1 項の有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があつた場合において、第 1 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第 44 条第 2 項(第 1 号に係る部分を除く。)及び第 3 項、第 45 条第 1 項(第 3 号口、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分を除く。)及び第 2 項、第 46 条から第 48 条まで並びに第 49 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項(第 1 号に係る部分を除く。)の規定は、第 2 項の有効期間の更新について準用する。ただし、第 44 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第 52 条 認定特定非営利活動法人についての第 23 条、第 25 条第 6 項及び第 7 項並びに第 29 条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に)」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第 25 条第 3 項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第 26 条第 1 項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第 2 項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第 53 条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第 49 条第 2 項各号(第 2 号及び第 4 号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第 25 条第 3 項の認証をしたとき若しくは同条第 6 項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第 49 条第 2 項第 5 号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第 25 条第 3 項の認証をしたとき又は同条第 6 項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第 49 条第 4 項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第 54 条 認定特定非営利活動法人は、第 44 条第 1 項の認定を受けたときは、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第 1 項の認定の日から起算して 5 年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第 1 号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して 5 年間、第 2 号から第 4 号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、

遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第55条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。)に提出しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第3項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第56条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第57条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第44条第1項の認定は、その効力を失う。

一 第44条第1項の認定の有効期間が経過したとき(第51条第4項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき。)

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第63条第1項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第4項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき。)

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第44条第1項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第1項の規定により第44条第1項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第2節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第58条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第44条第2項(第1号に係る部分を除く。)及び第3項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第3項中「5年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年)」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第59条 所轄庁は、前条第1項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第2項において準用する第44条第2項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日(当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日)から5年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第44条第1項の認定又は前条第1項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第60条 第58条第1項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して3年とする。

(特例認定の失効)

第61条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第58条第1項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第58条第1項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第63条第1項又は第2項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第4項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。)
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第44条第1項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第 62 条 第 46 条から第 50 条まで、第 52 条から第 56 条まで並びに第 57 条第 2 項及び第 3 項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第 54 条第 1 項中「5 年間」とあるのは「3 年間」と、同条第 2 項中「5 年間」とあるのは「3 年間」と、「その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第 3 項中「5 年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第 60 条の有効期間の満了の日」と、第 56 条中「5 年間」とあるのは「3 年間」と読み替えるものとする。

第 3 節 認定特定非営利活動法人等の合併

第 63 条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に第 1 項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第 44 条第 2 項及び第 3 項、第 45 条、第 47 条から第 49 条まで並びに第 54 条第 1 項の規定は第 1 項の認定について、第 58 条第 2 項において準用する第 44 条第 2 項及び第 3 項、第 59 条並びに前条において準用する第 47 条から第 49 条まで及び第 54 条第 1 項の規定は第 2 項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第 4 節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

第 64 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第 5 項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第 1 項又は第 2 項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第 3 項又は前項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査をする職員が、当該検査により第 3 項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第 1 項又は第 2 項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第 3 項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第 41 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第 65 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第 67 条第 2 項各号(同条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第 67 条第 2 項各号(第 1 号にあっては、第 45 条第 1 項第 3 号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第 1 項及び第 2 項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 4 項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第 1 項若しくは第 2 項の規定による勧告又は第 4 項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 第 47 条第 1 号ニ又は第 6 号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 第 47 条第 4 号又は第 5 号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第 66 条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第 5 条第 1 項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第 67 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第 44 条第 1 項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第 47 条各号(第 2 号を除く。)のいずれかに該当するとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第 44 条第 1 項の認定、第 51 条第 2 項の有効期間の更新又は第 63 条第 1 項の認定を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、第 65 条第 4 項又は前条第 1 項の規定による命令に従わないとき。
- 四 認定特定非営利活動法人から第 44 条第 1 項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第 44 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

- 一 第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第 29 条、第 52 条第 4 項又は第 54 条第 4 項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第 58 条第 1 項の特例認定について準用する。この場合において、第 1 項第 2 号中「第 51 条第 2 項の有効期間の更新又は第 63 条第 1 項の認定」とあるのは、「又は第 63 条第 2 項の認定」と読み替えるものとする。

4 第 43 条第 3 項及び第 4 項、第 49 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 65 条第 7 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による認定の取消し(第 69 条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第 1 項又は第 2 項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第 68 条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第 65 条第 4 項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第 47 条第 1 号ニ又は第 6 号に該当する事由

二 国税庁長官等 第 47 条第 4 号又は第 5 号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第 69 条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第 65 条第 1 項の規定による勧告、同条第 4 項の規定による命令、第 66 条第 1 項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第 4 章 税法上の特例

第 70 条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第 37 条の規定を適用する場合には同条第 4 項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する法人(以下「特定非営利活動法人」という。)並びに」と、同法第 66 条の規定を適用する場合には同条第 1 項及び第 2 項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第 3 項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人及び」と、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 68 条の 6 の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの(特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法(平成 3 年法律第 69 号)その他地価税に関する法令の規定(同法第 33 条の規定を除く。)の適用については、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第 6 条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第 2 条第 7 号に規定する人格のない社団等とみなす。

第 71 条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相

続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第5章 雑則

(情報の提供等)

第72条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第73条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第74条 第10条第1項(第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による提出及び第10条第2項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第12条第3項(第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第13条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第23条第1項の規定による届出、第25条第4項の規定による提出、同条第6項の規定による届出及び同条第7項の規定による提出、第29条の規定による提出、第30条の規定による閲覧、第31条第3項の規定による提出、第34条第4項の規定による提出、第43条第4項(第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第44条第2項(第51条第5項、第58条第2項(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第49条第1項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第49条第4項(第51条第5項、第62条(第63条第5項において準用する場合を含む。))及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第52条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第53条第4項(第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第55条第1項及び第2項(これらの規定を第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出並びに第56条(第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)の規定を適用する場合においては、同法第6条第1項及び第4項から第6項まで、第7条第1項、第4項及び第5項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第 75 条 第 14 条(第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第 28 条第 1 項の規定による作成及び備置き、同条第 2 項の規定による備置き並びに同条第 3 項の規定による閲覧、第 35 条第 1 項の規定による作成及び備置き、第 45 条第 1 項第 5 号(第 51 条第 5 項及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第 52 条第 4 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第 54 条第 1 項(第 62 条(第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。))及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第 54 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第 54 条第 4 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第 9 条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第 76 条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第 6 章 罰則

第 77 条 偽りその他不正の手段により第 44 条第 1 項の認定、第 51 条第 2 項の有効期間の更新、第 58 条第 1 項の特例認定又は第 63 条第 1 項若しくは第 2 項の認定を受けた者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第 42 条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第 50 条第 1 項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第 50 条第 2 項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第 62 条において準用する第 50 条第 1 項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第 62 条において準用する第 50 条第 2 項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第 65 条第 4 項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第 66 条第 1 項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第 79 条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

一 第 7 条第 1 項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第 14 条(第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第 23 条第 1 項若しくは第 25 条第 6 項(これらの規定を第 52 条第 1 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 53 条第 1 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第 28 条第 1 項若しくは第 2 項、第 54 条第 1 項(第 62 条(第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 54 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第 25 条第 7 項若しくは第 29 条(これらの規定を第 52 条第 1 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 49 条第 4 項(第 51 条第 5 項、第 62 条(第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 52 条第 2 項、第 53 条第 4 項若しくは第 55 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第 31 条の 3 第 2 項又は第 31 条の 12 第 1 項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第 28 条の 2 第 1 項、第 31 条の 10 第 1 項又は第 31 条の 12 第 1 項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第 35 条第 1 項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第 35 条第 2 項又は第 36 条第 2 項の規定に違反したとき。

十 第 41 条第 1 項又は第 64 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 81 条 第 4 条の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して 3 年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から 6 月を経過する日までの間に行われた第 10 条第 1 項の認証の申請についての第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項中「2 月以内」とあるのは、「この法律の施行後 10 月以内」とする。

附 則(平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 3 条 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五 略

第 4 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 995 条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布の日

附 則(平成 12 年 6 月 7 日法律第 111 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 5 日法律第 138 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 3 日法律第 79 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 6 日法律第 138 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 13 日法律第 152 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第 4 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 5 条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成 14 年 12 月 18 日法律第 173 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第 5 条第 2 項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第 5 条第 1 項に規定するその他の事業(この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第 5 条第 1 項に規定する収益事業を除く。)を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第 11 条第 1 項(第 11 号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して 1 年を経過する日までの間は、適用しない。

第 3 条 施行日前に旧法第 10 条第 1 項の認証の申請、旧法第 25 条第 4 項の認証の申請及び旧法第 34 条第 4 項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第 10 条第 1 項の認証の申請、旧法第 25 条第 4 項の認証の申請及び旧法第 34 条第 4 項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第 4 条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。)については、新法第 11 条第 1 項(第 10 号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して 1 年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第 27 条第 4 号、第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項並びに附則第 2 条第 1 項の規定の適用については、新法第 27 条第 4 号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第 28 条第 1 項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第 29 条第 1 項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第 2 条第 1 項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度」とあるのは「平成 16 年 1 月 1 日(同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日)」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成 15 年 12 月 31 日(同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日)までの期間」とする。

附 則(平成 15 年 4 月 9 日法律第 23 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成 16 年 6 月 2 日法律第 76 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、破産法(平成 16 年法律第 75 号。次条第 8 項並びに附則第 3 条第 8 項、第 5 条第 8 項、第 16 項及び第 21 項、第 8 条第 3 項並びに第 13 条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第 14 条 附則第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成 16 年 6 月 18 日法律第 124 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 1 日法律第 147 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 1 日法律第 150 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第 4 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 12 月 3 日法律第 154 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第 121 条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 122 条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 123 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号)

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日法律第 9 号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)の公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月30日法律第23号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 略

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)

イ 略

ロ 第2条中法人税法第2条第9号の次に一号を加える改正規定、同法第4条の改正規定、同法第9条に一項を加える改正規定、同法第10条の改正規定、同法第10条の2の改正規定、同法第13条第2項第1号の改正規定(「内国法人である」を削る部分に限る。)、同項第2号の改正規定、同法第37条第3項第2号の改正規定、同条第4項の改正規定(同項中「、公益法人等」の下に「(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。)、同条第5項の改正規定、同法第38条第2項第1号の改正規定、同法第66条の改正規定、同法第143条の改正規定、同法第150条第2項の改正規定(「である公益法人等又は人格のない社団等」を「(人格のない社団等に限る。)」に改める部分に限る。)、同法別表第一の改正規定(同表第1号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。)、同法別表第二の改正規定(同表第1号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分(医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。))の項に係る部分に限る。))及び同表農業協同組合連合会(医療法(昭和23年法律第205号)第31条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。))の項中「(昭和23年法律第205号)」を削る部分を除く。))及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第10条、第11条、第15条及び第21条の規定、附則第93条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第4条第2項、第4項及び第6項の改正規定並びに附則第97条、第104条、第105条、第107条、第108条及び第111条の規定

(罰則に関する経過措置)

第119条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成 20 年 4 月 1 日後となる場合における経過措置)

第 119 条の 2 この法律の公布の日が平成 20 年 4 月 1 日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 120 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成 20 年 5 月 2 日法律第 26 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 2 日法律第 28 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 25 日法律第 53 号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 22 日法律第 70 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第 17 条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧特定非営利活動促進法」という。)の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第 9 条の所轄庁(次項において「旧所轄庁」という。)に対してされた申請等(申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。)は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新特定非営利活動促進法」という。)第 9 条の所轄庁(同項において「新所轄庁」という。)に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。)の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継

ぐものとする。

(認証の申請に関する経過措置)

第3条 新特定非営利活動促進法第10条第1項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第10条第1項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第10条第1項第8号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第10条第1項第8号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第10条第1項第8号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

(役員名簿に関する経過措置)

第4条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第29条に掲げる書類を提出するとき(施行日以後に新特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。)は、役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。)を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(定款の変更に関する経過措置)

第5条 新特定非営利活動促進法第25条第3項及び第4項の規定は施行日以後に同条第3項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第6項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請又は同条第6項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第25条第7項の規定は、施行日以後に同条第3項の認証の申請又は同条第6項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請又は同条第6項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第6条 新特定非営利活動促進法第28条第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第28条第1項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第27条第3号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第27条第3号の収支計算書を

作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第 27 条第 3 の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第 29 条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第 7 条 施行日から起算して 3 年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第 58 条第 2 項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第 44 条第 2 項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第 59 条(第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第 8 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 18 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 19 条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 1 日法律第 53 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 2 条の規定並びに附則第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 23 条、第 28 条及び第 31 条第 2 項の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則(平成 25 年 11 月 27 日法律第 86 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 14 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 6 月 7 日法律第 70 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 72 条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第 14 条の 7 第 3 項の改正規定、第 28 条の次に一条を加える改正規定及び第 80 条第 7 号の改正規定並びに附則第 4 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

第 2 条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第 10 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を新法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第 10 条第 1 項、第 25 条第 3 項又は第 34 条第 3 項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第 10 条第 1 項、第 25 条第 3 項又は第 34 条第 3 項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第 3 条 新法第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第 4 条 新法第 28 条の 2 第 1 項の規定は、特定非営利活動法人(新法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第 2 号施行日」という。)以後に新法第 28 条第 1 項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第 28 条第 1 項の規定により作成し、又は施行日から第 2 号施行日の前日までの間に新法第 28 条第 1 項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの(以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。)については、当該特定非営利活動法人が第 2 号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第 28 条の 2 第 1 項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第 2 号施行日まで定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第 5 条 施行日前に旧法第 44 条第 1 項の認定の申請、旧法第 51 条第 3 項の有効期間の更新の申請、旧法第 58 条第 1 項の仮認定の申請又は旧法第 63 条第 1 項の認定若しくは同条第 2 項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第 6 条 新法第 54 条第 2 項及び第 56 条(これらの規定を新法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第 2 号から第 4 号まで(新法第 62 条において準用する場合を含む。)に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで(旧法第 62 条において準用する場合を含む。)に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第 7 条 新法第 54 条第 3 項及び第 56 条(これらの規定を新法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項(新法第 62 条において準用する場合を含む。)の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第 54 条第 3 項(旧法第 62 条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第 8 条 この法律の施行の際現に旧法第 44 条第 1 項の認定又は旧法第 58 条第 1 項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第 54 条第 4 項(旧法第 62 条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第 9 条 この法律の施行の際現に旧法第 58 条第 1 項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第 58 条第 1 項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第 10 条 施行日前に旧法第 58 条第 1 項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第 58 条第 1 項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(処分等の効力)

第 12 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 13 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 15 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 16 条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動(新法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(令和元年 5 月 31 日法律第 16 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第40条、第59条、第61条、第75条(児童福祉法第34条の20の改正規定に限る。)、第85条、第102条、第107条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第26条の改正規定に限る。)、第111条、第143条、第149条、第152条、第154条(不動産の鑑定評価に関する法律第25条第6号の改正規定に限る。)及び第168条並びに次条並びに附則第3条及び第6条の規定 公布の日

二 第3条、第4条、第5条(国家戦略特別区域法第19条の2第1項の改正規定を除く。)、第2章第2節及び第4節、第41条(地方自治法第252条の28の改正規定を除く。)、第42条から第48条まで、第50条、第54条、第57条、第60条、第62条、第66条から第69条まで、第75条(児童福祉法第34条の20の改正規定を除く。)、第76条、第77条、第79条、第80条、第82条、第84条、第87条、第88条、第90条(職業能力開発促進法第30条の19第2項第1号の改正規定を除く。)、第95条、第96条、第98条から第100条まで、第104条、第108条、第109条、第112条、第113条、第115条、第116条、第119条、第121条、第123条、第133条、第135条、第138条、第139条、第161条から第163条まで、第166条、第169条、第170条、第172条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項第1号の改正規定に限る。)並びに第173条並びに附則第16条、第17条、第20条、第21条及び第23条から第29条までの規定 公布の日から起算して6月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第2条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第7条 政府は、会社法(平成17年法律第86号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

別表(第2条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動